

第50期

定時株主総会 招集ご通知



ALTECH

アルテック株式会社

証券コード：9972

開催日時

2026年2月26日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 Room 2・3

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

目 次

・ 第50期定時株主総会招集ご通知……	1
・ 事業報告 ……………	5
・ 連結計算書類 ……………	24
・ 計算書類 ……………	26
・ 監査報告 ……………	28
・ 株主総会参考書類 ……………	34

株 主 各 位

証券コード 9972
2026年2月10日

東京都中央区入船二丁目1番1号

アルテック株式会社

代表取締役社長 池谷 壽繁

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://www.altech.co.jp/ir/meeting>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「2026年」をご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/9972/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「アルテック」、または「コード」欄に当社証券コード「9972」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）またはインターネットのいずれかの方法によって議決権を使用することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月25日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2026年2月26日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル3階 ベルサール八重洲 Room 2・3 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第50期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第50期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	次頁以降に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、ならびに修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

当社ウェブサイト (<https://www.altech.co.jp/ir/meeting>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年2月25日（水曜日）午後5時15分到着分まで

※ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットにより議決権を行使される場合



スマートフォンで議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取るか、当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年2月25日（水曜日）午後5時15分入力完了分まで

- ※ 議決権行使書用紙とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンにより重複して議決権を行使された場合も最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

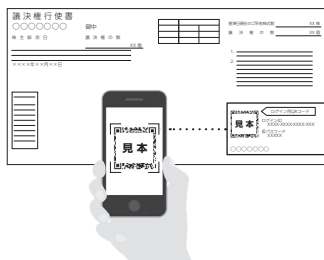
日時 2026年2月26日（木曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

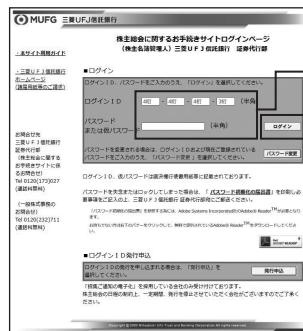
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な国際情勢等に起因するエネルギーや原材料価格の上昇、円安等により物価高騰等の影響が続く状況ではあったものの、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境の改善等により、概ね緩やかな回復基調となりました。一方、海外においては、ロシア・ウクライナ情勢および中東情勢の長期化、中国経済の減速等の下振れリスクを抱え、先行き不透明な状況で推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは、2021年1月に策定した中期経営計画の基本方針に基づき、商社事業においては、既存商権で安定した収益を確保したうえでの周辺機器への商権拡大と提案力の向上、無人化や非接触等の社会課題の解決に貢献する商品・サービスの提供に取組んでまいりました。プリフォーム事業においては、生産効率の改善や、樹脂使用量削減と再生素材の使用による環境負荷低減に取組み、既存事業の競争力の強化を図ってまいりました。一方で、今後の市場環境および事業リスクを考慮し、経営リソースの選択と集中による最適な配分を図るべく、事業ポートフォリオの見直しを実施し、プリフォーム事業の新規事業に関しては、再生フレーク事業について、市場の需要低迷が長期化し、極めて厳しい事業環境が続く中、プリフォーム事業全体の将来的な収益力向上と持続的成長を見据えた抜本的な事業構造改革の必要性という観点から、事業ポートフォリオの最適化の一環として、当連結会計年度において再生フレーク事業から撤退いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は17,551百万円（前期比3.7%減）と僅かに減収となったものの、商社事業が堅調に推移し増益となったほか、プリフォーム事業の赤字幅も僅かに縮小し、営業利益24百万円

（前期は営業損失148百万円）となりました。営業利益を計上したものの、営業外での貸倒引当金繰入額の計上等により経常損失126百万円（前期は経常損失253百万円）となりました。持分法適用会社であった愛而泰可新材料（深圳）有限公司の出資持分の売却益等の特別利益を計上したものの、将来の収益力改善と持続的な成長に向けた抜本的な事業構造改革に伴い、再生フレーク事業の構造改革費用や一部の連結子会社における減損処理を特別損失として計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失2,594百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失98百万円）となりました。

売上高	前期売上高	経常損失（△）	前期経常損失（△）
175億51百万円	182億33百万円	△1億26百万円	△2億53百万円
営業利益	前期営業損失（△）	親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	前期純損失（△）
24百万円	△1億48百万円	△25億94百万円	△98百万円

事業別の状況は次のとおりであります。

商社事業

売上高
90 億 6 百万円

商社事業においては、前期に好調に推移した次世代ハイブリッド会議システムの売上高の反動減の影響はあったものの、チューブ製造機、食品加工機械、水処理装置等の大型機械の検収が完了したほか、千葉県南房総市に小型電気バス「e-JEST」を納車するなどにより、売上高の増加に加え、コストコントロールの徹底に努めたことで、増収増益となりました。

この結果、商社事業の売上高は、9,006百万円（前期比2.8%増）、営業利益は768百万円（前期比22.2%増）となりました。

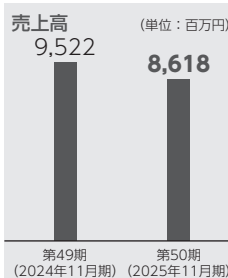


プリフォーム事業

売上高
86 億 18 百万円

プリフォーム事業においては、飲料用プリフォームの販売数量が減少したほか、再生フレーク材の販売が減少し、売上高は減少したものの、一部の連結子会社においては生産効率改善に努めたことで、収益性が改善し、営業損失は僅かながらも縮小しました。

この結果、プリフォーム事業の売上高は、8,618百万円（前期比9.5%減）、営業損失は523百万円（前期は営業損失530百万円）となりました。



(注) 事業別の状況に記載している売上高は、事業区分間の内部取引を含んだ金額であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、443百万円（前期比39.4%減）であります。その主なものは、プリフォーム事業において、生産設備等に404百万円（前期比42.7%減）投資しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、主として連結子会社の設備投資資金に充当するため、総額7百万円の資金調達を実行しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の完全子会社である愛而泰可新材料（蘇州）有限公司は、2025年10月に同社が保有する六盤水愛而泰可環保科技有限公司および六盤水愛而泰可新材料科技有限公司の全出資持分を重慶齊進科技有限公司に譲渡いたしました。

当社は、2025年11月に当社が保有する愛而泰可新材料（深圳）有限公司の全出資持分を永興明国際發展有限公司に譲渡いたしました。

(8) 対処すべき課題

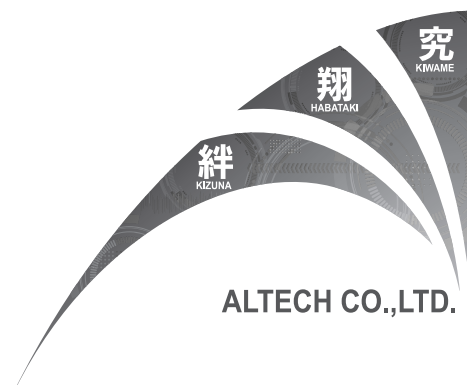
【当社の企業理念】

当社グループは、50年の節目を迎えた今、新生アルテックへ進化いたします。新生アルテックとして、当社グループは、新たに「お客様とのきずなを深め、常に新領域にはばたき、幅広い知見で業界をきわめ、価値創造企業として社会に貢献する。」を企業理念として設定し、当社グループの企業価値向上を目指してまいります。また、「市場や社会の変化および未来を見据え、価値創造や課題解決に向けた変革・挑戦を導くパートナーとして、お客様と共に歩み続け、新たな可能性という夢を届けます。」を経営理念として、企業理念を実現するために努めてまいります。

～ 企業理念シンボルに込めた想い ～

アルテックの会社名の由来は、高度を意味する「ALT」と技術の「TECH」を組み合わせた造語で「高度な技術」という想いが込められております。

アルテックの頭文字「A」をモチーフにしたこのシンボルは、企業理念を成す「絆」「翔」「究」の三要素がそれぞれさらなる高みを目指して段階的に成長し、既存の枠組みを超えて世界へ羽ばたきながら、一層の進化を遂げる姿を表現しています。



【対処すべき課題】

当社グループは、経営理念に基づく中長期ビジョンを設定し、当社を取り巻く事業環境の不確実性を踏まえ、中長期ビジョンの実現に向けた道筋（ロードマップ）をバックキャストすることで、中長期戦略としての中期経営計画2026-2028を策定いたしました。中期経営計画2026-2028では「事業構造改革の貫徹～中長期的な価値創造の基盤としての事業構造改革、磨き上げおよび組織力強化の完遂～」を基本方針として、計画達成に向けて成果をあげていくことが対処すべき課題であると考えております。

【中長期戦略と中期経営計画重点施策】

付加価値の追求と拡大、収益体質の徹底改善と、それらの実現に向けたノウハウ、知見の総結集、人的資本経営をはじめとする社内の体制づくりを推し進めるために、以下の中長期戦略に対する中期経営計画重点施策を実施してまいります。

	中長期戦略	中期経営計画2026-2028重点施策
1	50年にわたり培った高度な専門性に基づく付加価値の追求と拡大	・既存領域に留まらない新規商権開拓の推進 ・事業内および事業間の連携強化による既存顧客の深耕
2	持続的な価値創造の提供に向けた収益体質の徹底改善	・生産コストの抜本的な見直し ・販売先の拡大を含めたビジネスモデルの模索
3	ALLアルテックとして、50年にわたり積み上げたノウハウ・知見の総結集	・ノウハウ、知見の総結集とフル活用に向けた最適な組織体制・仕組みづくり ・アルテック一丸となって価値提供に邁進する組織風土の醸成
4	次の50年を見据えた挑戦と訣別	・経営資源の有効活用に向けた選択と集中
5	人的資本経営の実現	・人材がより活躍できる適材適所の配置とキャリアプランの醸成 ・アルテック企業文化の変革と企業価値向上
6	リスクマネジメントとスピード感の両立に向けたガバナンス体制の強化・見直し	・子会社を含めたグループ全体の組織構造の見直し ・子会社モニタリングの強化（決裁権限の見直しを含む）

商社事業においては、新規商権としてリサイクル可能な耐熱プラスチック容器「TPET」の販売に注力し、廃棄物削減・環境負荷低減に寄与していくとともに、既存商権においてもミネラルウォーター製造設備、食品加工機械等の大型機械、自動倉庫等の人手不足の改善に向けた商権の収益拡大と、RFIDタグを利用した車両用タイヤの物流管理やメンテナンスの効率化を目的とする新しいビジネスモデルの構築に努めてまいります。

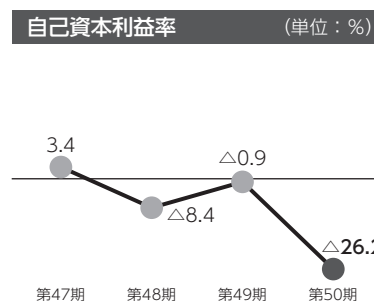
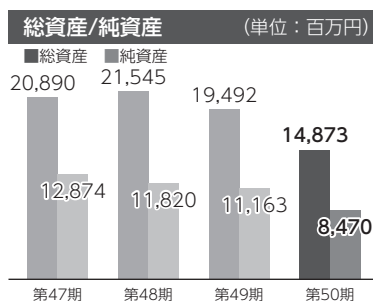
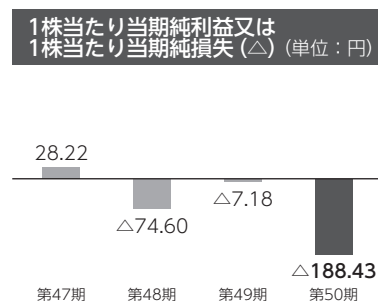
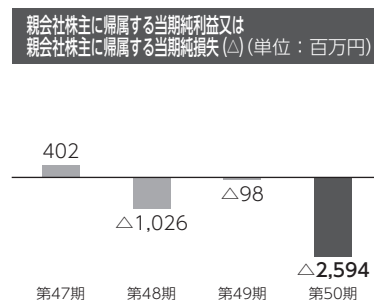
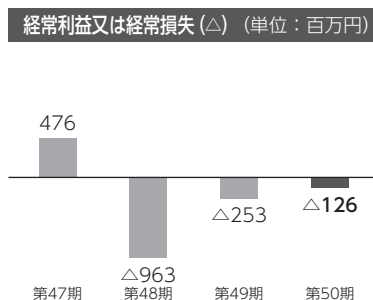
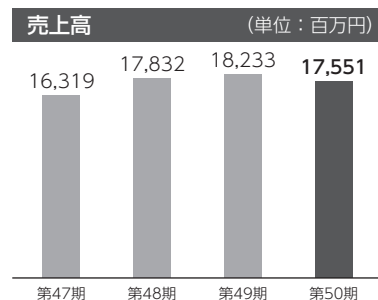
プリフォーム事業においては、中国の再生フレーク事業の収益が極めて厳しい状況であったため、再生フレーク事業から撤退いたしました。これにより、早期の黒字化が見込まれることとなります。一方で、中国ではプリフォームの他に、取引内容の変更にともなう食用油用キャップの収益が改善したため、早期の業績回復に注力してまいります。また、国内では、再生フレークおよび再生ペレットの調達コストの低減と品質向上を軸に市場のニーズに対応することで既存顧客の販売拡大および新規顧客の獲得を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況

		第47期 (2021年12月1日から 2022年11月30日まで)	第48期 (2022年12月1日から 2023年11月30日まで)	第49期 (2023年12月1日から 2024年11月30日まで)	第50期 (当連結会計年度) (2024年12月1日から 2025年11月30日まで)
売上高	(百万円)	16,319	17,832	18,233	17,551
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	476	△963	△253	△126
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	402	△1,026	△98	△2,594
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	28.22	△74.60	△7.18	△188.43
総資産	(百万円)	20,890	21,545	19,492	14,873
純資産	(百万円)	12,874	11,820	11,163	8,470
自己資本利益率	(%)	3.4	△8.4	△0.9	△26.2

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しております。



(10) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

当社グループは、当社、連結子会社12社で構成されており、産業機械・機器等の仕入・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う商社事業ならびにペットボトル用プリフォーム、プラスチックキャップの製造・販売およびこれに関連するサービスの提供を行うプリフォーム事業を営んでおります。

当社グループの事業内容等は、次のとおりであります。

事業区分	主な商品・製品・サービス	主要な会社
商社事業	印刷・包装関連機械 フレキシ印刷機、グラビア印刷機、ハイエンドデジタル印刷機（パッケージ・シール・ラベル用）、フレキシ製版装置、チューブ製造機（ラミネート・プラスチック・アルミ）、ラベル後加工機、LED-UV硬化装置、ラミネーター、コータ、真空蒸着装置、帯電防止剤、エポキシ樹脂系接着剤	当社 〈連結子会社〉 ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD. PT. ALTECH ASIA PACIFIC INDONESIA ALTECH ASIA PACIFIC VIETNAM CO., LTD.
	生活・医療関連機械 食品加工機械、化粧品製造機械、医療器具製造装置、医薬品充填装置・異物検査装置、水処理装置、炭素繊維複合材製部品成型機	
	軽量化・環境配慮機械 ゴム製品成形機、自動車部品等高機能製品用ブロー成形機、プラスチック用押出機、ポリマープロセス設備(ラボラトリー・研究用)、廃棄プラスチック再生処理機械、PET添加剤	
	先端技術・情報処理機械 オーディオ・ビジュアル関連機器(次世代ハイブリッド会議システム)、電池製造関連機器・評価装置、プリンテッドエレクトロニクス関連機器、インクジェット関連評価装置、光ディスク製造関連機器・検査装置、半導体工程用関連機器・検査装置、官公庁・教育機関向け基礎研究支援機器、ICカード・RFIDタグ/ラベル製造・発行装置、RFIDアンテナ基板、電子旅券製造・発行・検査装置、NFC Forum・EMVCo認証検査装置、UHF帯特性検査装置、5G OTA検査装置、eSIM・SIM通信検査装置、旅券・査証プリンタ、セキュリティ・暗号関連装置	
	自動化・省エネ関連機械 オンデマンド自動梱包装置、自動収納装置、自律走行型搬送用ロボット、自律走行制御システム、自律走行フォークリフト、電気バス	
	飲料システム関連 ペットボトル用ブロー金型、プリフォーム金型、ブロー成形機、清涼飲料水製造装置および関連機器、ペットボトル関連検査機器、缶関連検査機器	
	3Dプリンタ・その他 3Dプリンタ、3Dスキャナ、3D造形サービス、3D関連ソフトウェア、3Dプリンタレンタル、各種機械エンジニアリング・保守サービス	

事業区分	主な商品・製品・サービス	主要な会社
プリフォーム事業	ペットボトル用プリフォーム、プラスチックキャップ、ペットボトルデザイン開発・試作サービス、リサイクルPET樹脂	当社 〈連結子会社〉 アルテック新材料株式会社 愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 愛而泰可新材料（広州）有限公司 重慶愛而泰可新材料有限公司 愛而泰可新材料（武漢）有限公司

(11) 主要な営業所 (2025年11月30日現在)

区分	名称	所在地
当 社	本社 大阪営業所	東京都中央区入船二丁目1番1号 大阪府大阪市
国内子会社	アルテック新材料株式会社	福井県坂井市
在外子会社	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 愛而泰可新材料（広州）有限公司 ALTECH ASIA PACIFIC CO.,LTD. PT.ALTECH ASIA PACIFIC INDONESIA ALTECH ASIA PACIFIC VIETNAM CO.,LTD. 重慶愛而泰可新材料有限公司 愛而泰可新材料（武漢）有限公司	中国 蘇州市 中国 広州市 タイ バンコク市 インドネシア ジャカルタ市 ベトナム ホーチミン市 中国 重慶市 中国 武漢市

(12) 使用人の状況 (2025年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
商社事業	123名 (8名)	4名減 (2名増)
プリフォーム事業	268名 (90名)	36名減 (67名減)
全社 (共通)	27名 (3名)	1名増 (2名増)
合 計	418名 (101名)	39名減 (63名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等の使用人数であります。
3. プリフォーム事業の使用人数について、前連結会計年度末と比べて、就業人数員が36名、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員が67名減少しましたのは主として再生フレック事業から撤退したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
135名 (7名)	3名減 (2名増)	46.5歳	12.3年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(13) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)
アルテック新材料株式会社	100百万円	100.0
愛而泰可新材料（蘇州）有限公司	36,000千アメリカドル	100.0
愛而泰可新材料（広州）有限公司	22,000千アメリカドル	100.0
ALTECH ASIA PACIFIC CO.,LTD.	6,000千タイバーツ	49.0
PT.ALTECH ASIA PACIFIC INDONESIA	700千アメリカドル	100.0
ALTECH ASIA PACIFIC VIETNAM CO.,LTD.	300千アメリカドル	100.0
重慶愛而泰可新材料有限公司	5,000千元	100.0
愛而泰可新材料（武漢）有限公司	30,000千元	100.0

(注) 2025年10月に当社の完全子会社である愛而泰可新材料（蘇州）有限公司は、六盤水愛而泰可環保科技有限公司の全出資持分を重慶齊進科技有限公司に譲渡いたしました。

② 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(注) 2025年11月に当社は、愛而泰可新材料（深圳）有限公司の全出資持分を永興明国際發展有限公司に譲渡いたしました。

(14) 主要な借入先 (2025年11月30日現在)

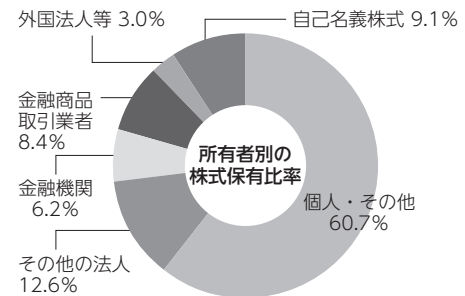
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	2,201
上海浦東發展銀行股份有限公司	417
寧波銀行股份有限公司	208
株式会社りそな銀行	110
株式会社商工組合中央金庫	55

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,153,000株
- (3) 株主数 5,757名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
竹 内 猛	915,000	6.65
株式会社三菱UFJ銀行	505,920	3.67
関西チューブ株式会社	485,000	3.52
有限責任事業組合三井キャピタルインベストメント	481,500	3.50
共同印刷株式会社	432,900	3.14
水 元 公 仁	404,200	2.94
株式会社アルミネ	391,000	2.84
立花証券株式会社	375,100	2.72
村 永 慶 司	271,076	1.97
松井証券株式会社	271,000	1.97

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,383,611株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式 (1,383,611株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
- 該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	池 谷 壽 繁	バイファン・アルテック株式会社取締役
取締役	張 能 徳 博	
取締役執行役員	井 上 賢 志	デジタルプリンタ事業部長兼デジタルプリンタ営業部長
取締役執行役員	山 根 清 秋	第2産業機械事業部長兼CRESTRONソリューション営業部長
取締役執行役員	澁 谷 博 規	容器包装システム事業部長兼飲料システム営業部長
取締役執行役員	奥 田 哲太郎	物流システム事業部長兼物流システム営業部長
取締役執行役員	李 暁 敏	プリフォーム事業統括
取締役	荒 井 敏 明	
取締役	中 尾 光 成	N K R パートナース株式会社代表取締役
取締役	中 辻 義 則	公認会計士・税理士 中辻義則公認会計士事務所代表 株式会社CVO代表取締役
取締役	中 野 敬 子	弁護士 常葉法律事務所所属弁護士

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	藤 田 清 貴	バイファン・アルテック株式会社監査役
監査役	石 川 剛	弁護士 桜田通り総合法律事務所シニアパートナー 株式会社建設技術研究所社外監査役
監査役	豊 島 絵	公認会計士・税理士 税理士法人T M総合会計事務所代表社員 株式会社T M S 代表取締役 みさき監査法人代表社員 上海豊矩管理諮詢有限公司董事長 台湾豊矩管理諮詢有限公司董事長 株式会社jig.jp社外監査役

- (注) 1. 2025年2月27日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、于勇氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 取締役荒井敏明、中尾光成、中辻義則および中野敬子の4氏は、社外取締役であります。なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役石川剛および豊島絵の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役豊島絵氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	片 山 浩 晶	第1産業機械事業部長
執行役員	野 上 彰	第2産業機械事業部ネクシード営業部長
執行役員	山 部 淳	印刷・包装事業部長兼印刷・包装営業部長

(注) 執行役員片山浩晶氏は、2025年12月1日付で第1産業機械事業部長兼ポリマープロセス営業部長に就任いたしました。

② 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役池谷壽繁氏、取締役張能徳博氏、取締役井上賢志氏、取締役山根清秋氏、取締役澁谷博規氏、

取締役奥田哲太郎氏、取締役李曉敏氏、取締役荒井敏明氏、取締役中尾光成氏、取締役中辻義則氏、取締役中野敬子氏、監査役藤田清貴氏、監査役石川剛氏、監査役豊島絵氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および国内・海外連結子会社の取締役および監査役（海外連結子会社の取締役および監査役については、当社と海外連結子会社の兼務者および当社社員の海外連結子会社への出向者）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して、日本国内および海外において損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害には填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	131 (15)	131 (15)	—	—	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	18 (8)	18 (8)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	150 (24)	150 (24)	—	—	15 (6)

- (注) 1. 上表には、2025年2月27日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

- ・業績連動報酬等は、連結営業利益の5.0%以内としておりますが、当連結会計年度の業績を鑑みて支給しておりません。
- ・連結営業利益を算定の基礎として選定した理由は、営業活動全般の利益を表し、最重要な利益の1つと捉えているからです。

③ 非金銭報酬等の内容

- ・非金銭報酬等の内容は、当社譲渡制限付株式の割当てを受けるための金銭報酬債権であり、その全部を現物出資財産として給付し出資の履行をすることにより、取締役（社外取締役を除く）に当該株式が割当てられます。また、当事業年度における割当ての状況は「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の金銭報酬の額は、1997年2月24日開催の第21期定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は0名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年2月25日開催の第45期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し当社譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、当該株式数の上限を年15万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）であります。
- ・監査役の金銭報酬の額は、2003年2月25日開催の第27期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

- ・当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる以下の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりであります。
当社の取締役（社外取締役を除く）報酬制度は、役位、職責、貢献度、業績等に応じたものであること、また当社の目指す業績水準（中期経営計画など）の実現に向けた企業価値向上に必要な人材の確保および成長意欲を喚起する競争力のある報酬制度であることを基本方針としております。また、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬等および非金銭報酬等によって構成されております。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であるため基本報酬のみとしております。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、外部専門機関の調査に基づく他社水準（同規模等のベンチマーク対象企業群）の報酬水準を参考に役位、職責に応じて決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、単年度の連結営業利益に基づき短期業績連動報酬（賞与）として毎年、一定の時期に支給いたします。なお、その総額は連結営業利益の5.0%以内とし、個別の配分については役位、職責、貢献度、業績等に応じて決定しております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、金銭報酬とは別枠で金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し出資の履行をすることにより当社譲渡制限付株式が割当てられます。なお、当該金銭報酬債権の総額は年間30百万円以内、当該株式数の上限を年15万株以内とし、個別の配分については役位、職責、貢献度、業績等に応じて決定しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

報酬の構成比率は、以下のとおりであります。

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎月定額で支給いたします。業績連動報酬等および非金銭報酬等は毎年一定の時期に支給いたします。

f. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する重要な事項

役員株式報酬規程において、割当先である取締役に当社の社会的信用を著しく失墜させる可能性が高い行為または当社に対する背信行為と認定された行為等これに準じる非違行為があった場合には、当社が当該事由発生時から速やかに、譲渡制限付株式割当契約に基づき、当社譲渡制限付株式のすべてを無償で取得する旨の規定が定められております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

- ・ 取締役会は、2025年2月27日に代表取締役社長池谷壽繁に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定することを一任する旨の決議をしております。
- ・ 委任された権限の内容は、取締役会決議により一任された範囲内での各取締役の役位、職責、貢献度に応じた基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等の決定であります。
- ・ 権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。
- ・ 取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬等の決定に際しそのプロセスにおける公正性の確保と透明性の向上を目的に、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を受けております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荒井敏明氏は、該当事項はありません。
- ・取締役中尾光成氏は、NK R パートナース株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・取締役中辻義則氏は、中辻義則公認会計士事務所代表および株式会社CVO代表取締役であります。当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・取締役中野敬子氏は、常葉法律事務所所属弁護士であります。当社と兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役石川剛氏は、桜田通り総合法律事務所シニアパートナーおよび株式会社建設技術研究所社外監査役であります。当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役豊島絵氏は、税理士法人TM総合会計事務所代表社員、株式会社TMS 代表取締役、みさき監査法人代表社員、上海豊矩管理諮詢有限公司董事長、台湾豊矩管理諮詢有限公司董事長および株式会社jig.jp社外監査役であります。当社と各兼職先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荒 井 敏 明	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回出席いたしました。 海外経験、特に当社の重要事業基盤である中国の事業環境に精通しており、これらの見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 中 尾 光 成	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。 主に複数の会社経営に関与してきた経験を有し、この見地から取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 中 辻 義 則	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。 主に複数の会社経営に関与してきた経験および公認会計士・税理士としての幅広い見識を有し、これらの見地から取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 中 野 敬 子	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的な見識および様々な委員や講師に従事するなどの豊富な経験を有し、これらの見地から取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 石 川 剛	当事業年度に開催された取締役会17回および監査役会17回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 豊 島 絵	当事業年度に開催された取締役会17回および監査役会17回すべてに出席し、主に財務・会計に関する専門的見地から、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、必要な監査日数および人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会社法第399条第1項に基づき同意を行っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人による監査の執行体制や監査品質の管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,652,058
現金及び預金	3,611,513
受取手形	110,271
売掛金	2,567,704
電子記録債権	550,718
商品及び製品	1,823,371
原材料及び貯蔵品	599,361
前渡金	1,074,537
未収入金	288,889
その他	159,276
貸倒引当金	△133,584
固定資産	4,221,030
有形固定資産	3,427,774
建物及び構築物	926,473
機械装置及び運搬具	867,563
土地	35,174
リース資産	876,239
建設仮勘定	101,580
その他	620,742
無形固定資産	232,242
投資その他の資産	561,013
投資有価証券	315,073
敷金及び保証金	106,644
繰延税金資産	85,077
その他	54,217
資産合計	14,873,088

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,408,710
支払手形及び買掛金	693,909
短期借入金	2,555,080
リース債務	250,573
未払金	340,937
未払費用	563,788
未払法人税等	52,845
前受金	750,432
その他	201,143
固定負債	994,243
長期借入金	479,000
リース債務	492,519
その他	22,724
負債合計	6,402,954
純資産の部	
株主資本	5,759,242
資本金	5,527,829
資本剰余金	790,215
利益剰余金	△113,460
自己株式	△445,342
その他の包括利益累計額	2,632,869
その他有価証券評価差額金	106,981
繰延ヘッジ損益	10,456
為替換算調整勘定	2,515,432
非支配株主持分	78,022
純資産合計	8,470,134
負債純資産合計	14,873,088

連結損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで) (単位: 千円)

科目	金額
売上高	17,551,597
売上原価	14,263,547
売上総利益	3,288,050
販売費及び一般管理費	3,263,177
営業利益	24,873
営業外収益	194,548
受取利息	12,944
受取配当金	10,312
為替差益	14,670
受取還付金	76,856
受取補償金	19,830
作業くず売却益	17,117
その他	42,816
営業外費用	346,183
支払利息	155,927
支払手数料	21,144
持分法による投資損失	9,201
貸倒引当金繰入額	133,584
その他	26,325
経常損失 (△)	△126,761
特別利益	464,825
固定資産売却益	16,608
関係会社出資金売却益	448,216
特別損失	2,266,321
固定資産売却損	253
固定資産除却損	7,712
減損損失	1,057,993
関係会社出資金売却損	1,303
事業構造改善費用	1,198,129
その他	929
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,928,257
法人税、住民税及び事業税	87,924
法人税等調整額	21,898
当期純損失 (△)	△2,038,080
非支配株主に帰属する当期純利益	556,559
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△2,594,639

計算書類

貸借対照表（2025年11月30日現在）

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,669,850
現金及び預金	1,335,214
受取手形	61,317
売掛金	1,451,203
電子記録債権	550,718
商品	917,492
原材料	4,576
前渡金	838,346
前払費用	30,604
関係会社短期貸付金	200,000
未収入金	361,919
その他	52,041
貸倒引当金	△133,584
固定資産	4,609,789
有形固定資産	229,950
建物	36,935
機械及び装置	16,027
車両運搬具	7,339
工具、器具及び備品	138,097
土地	0
リース資産	30,937
建設仮勘定	613
無形固定資産	7,507
商標権	460
ソフトウェア	2,569
電話加入権	4,478
投資その他の資産	4,372,331
投資有価証券	315,073
関係会社株式	119,138
出資金	10
関係会社出資金	3,209,380
関係会社長期貸付金	1,450,000
繰延税金資産	40,702
その他	88,027
貸倒引当金	△850,000
資産合計	10,279,640

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,822,909
買掛金	641,819
短期借入金	666,680
リース債務	10,973
未払金	229,627
未払費用	442,598
未払法人税等	25,337
前受金	610,265
預り金	23,810
その他	171,796
固定負債	646,106
リース債務	24,510
債務保証損失引当金	613,752
長期末払金	7,843
負債合計	3,469,015
純資産の部	
株主資本	6,693,187
資本金	5,527,829
資本剰余金	794,109
資本準備金	794,109
利益剰余金	816,590
利益準備金	69,266
その他利益剰余金	747,323
繰越利益剰余金	747,323
自己株式	△445,342
評価・換算差額等	117,437
その他有価証券評価差額金	106,981
繰延ヘッジ損益	10,456
純資産合計	6,810,624
負債純資産合計	10,279,640

(単位：千円)

損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで) (単位: 千円)

科目	金額
売上高	10,708,691
売上原価	7,996,808
売上総利益	2,711,883
販売費及び一般管理費	2,226,671
営業利益	485,211
営業外収益	97,840
受取利息	20,446
受取配当金	11,747
為替差益	6,892
業務受託料	36,000
受取補償金	19,830
その他	2,924
営業外費用	170,798
支払利息	12,779
支払手数料	20,644
支払補償費	2,100
貸倒引当金繰入額	133,584
その他	1,690
経常利益	412,253
特別損失	1,843,546
固定資産除却損	1,075
関係会社出資金売却損	160,694
関係会社株式評価損	156,170
事業構造改善費用	60,924
貸倒引当金繰入額	850,000
債務保証損失引当金繰入額	613,752
その他	929
税引前当期純損失 (△)	△1,431,292
法人税、住民税及び事業税	92,361
法人税等調整額	△13,992
当期純損失 (△)	△1,509,662

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

アルテック株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員公認会計士 猿 渡 裕 子
公認会計士 木 戸 亮 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルテック株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

アルテック株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員公認会計士 猿 渡 裕 子
公認会計士 木 戸 亮 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルテック株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月26日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役 藤田 清 貴 印

社外監査役 石 川 剛 印

社外監査役 豊 島 絵 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、企業業績および資本効率の向上に努め、株主還元の充実を図ることを配当政策の基本方針としております。

利益の配分につきましては、経営環境の変化や将来の事業展開に備えて財務体質の強化に留意し、剰余金の配当につきましては、連結および単体における利益剰余金の水準を勘案した安定配当を実施してまいります。また、連結配当性向につきましては、30%以上を目標としております。

第50期の期末配当につきましては、3期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりますが、財政状態および今後の業績見通し等を総合的に勘案した結果、上記の方針のもと、株主の皆様からの日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金7円 配当総額 96,385,723円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年2月27日

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い取締役2名を減員し、取締役9名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

いけやとししげ
池谷 壽 繁

再任

生年月日

1967年6月28日生

所有する当社の株式数

43,529株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

2001年 6月	当社入社
2007年 2月	当社財務部長
2011年 2月	当社執行役員経理部長
2011年 5月	愛而泰可新材料（深圳）有限公司副董事長
2012年 2月	当社取締役執行役員経理部長
2016年12月	当社取締役執行役員経理部長兼総務部長
2017年 2月	当社取締役常務執行役員経理部長兼総務部長
2017年12月	当社取締役常務執行役員経理部長兼総務部長兼経営企画部長
2020年 4月	パイファン・アルテック株式会社取締役（現任）
2021年 2月	当社代表取締役社長（現任）
2021年 8月	アルテック新電力株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況

パイファン・アルテック株式会社取締役

取締役候補者とした理由

当社および当社グループの財務および会計分野に実績を有しており、2017年から管理部門を統括し、当社事業・業務に関する豊富な知識・経験を有しております。また、2021年から代表取締役社長として当社グループの企業体質改善および企業価値の向上施策推進に努めており、今後、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 2

いのうえ けんじ
井上 賢志

再任

生年月日
1972年7月3日生所有する当社の株式数
17,946株取締役会出席状況
17/17回

略歴、当社における地位および担当

2000年 6月	当社入社
2003年12月	愛而泰可貿易（上海）有限公司董事総経理
2010年12月	当社デジタルプリンタ事業部デジタルプリンタ営業部長
2015年 2月	当社執行役員デジタルプリンタ事業部デジタルプリンタ営業部長
2017年 1月	当社執行役員第2産業機械事業部デジタルプリンタ営業部長
2019年 2月	当社取締役執行役員第2産業機械事業部デジタルプリンタ営業部長
2021年 2月	当社取締役執行役員産業機械事業部門デジタルプリンタ営業部長
2022年 3月	当社取締役執行役員デジタルプリンタ事業部長兼デジタルプリンタ営業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、各種製造機械の営業を担当し、中国現地法人においては董事総経理として海外営業、経営等の実績を有しております。また、現在は、デジタルプリンタ部門の責任者として当社事業・業務に関する豊富な知識・経験を有していることから適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

や ま ね き よ あ き
山 根 清 秋

再 任

生年月日

1973年10月30日生

所有する当社の株式数

12,209株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

1999年 3月	当社入社
2003年12月	アルテックエーディーエス株式会社
2005年12月	同社デジタルストレージメディア事業部部長
2007年12月	同社オプト事業部部長
2008年 3月	当社デジタルソリューション事業本部オプト事業部部長
2011年 1月	当社先端機器事業部次世代エレクトロニクス営業部部長
2017年 1月	当社第2産業機械事業部AS営業部長
2019年 2月	当社執行役員第2産業機械事業部AS営業部長
2021年 2月	当社執行役員産業機械事業部門AS営業部長
2022年 2月	当社取締役執行役員産業機械事業部門AS営業部長
2022年 3月	当社取締役執行役員第2産業機械事業部長兼AS営業部長
2024年12月	当社取締役執行役員第2産業機械事業部長兼CRESTRONソリューション営業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、ナノテクノロジー、次世代エレクトロニクス関連分野その他各種製造機械販売を担当し、現在は次世代エレクトロニクス関連分野を主とした第2産業機械事業部長として当社の事業・業務に関する豊富な知識・経験を有しております。また、2022年から取締役として職務を適切に遂行していることから適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 4

し ぶ や ひ ろ き
澁 谷 博 規

再 任

生年月日

1973年2月14日生

所有する当社の株式数

2,300株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

1999年10月	当社入社
2000年 5月	アルテックエンジニアリング株式会社
2001年 4月	当社アルトグループ第2部
2003年12月	アルテックアルト株式会社
2004年 8月	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司R&Dセンター長
2008年12月	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司董事總經理
2013年 7月	当社プリフォーム事業部プリフォーム営業部長
2016年12月	当社容器包装システム事業部プリフォーム営業部長
2017年 1月	当社容器包装システム事業部飲料システム営業部長
2020年 2月	当社執行役員容器包装システム事業部飲料システム営業部長
2022年 3月	当社執行役員容器包装システム事業部長兼飲料システム営業部長
2024年 2月	当社取締役執行役員容器包装システム事業部長兼飲料システム営業部長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、各種製造機械のエンジニア、営業を担当し、中国現地法人においては董事總經理として海外営業、経営等の実績を有しております。また、現在は、容器包装システム事業部の責任者として当社事業・業務に関する豊富な知識・経験を有していることから適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

おく　だ　てつ　た　ろう
奥田 哲太郎

再任

生年月日

1971年9月30日生

所有する当社の株式数

400株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

1999年 4月	当社入社
2003年12月	アルテックアルト株式会社
2008年 3月	当社産業機械事業本部オブジェクト事業部オブジェクト営業部
2009年12月	当社デジタルソリューション事業本部デジタルプリンタ事業部オブジェクト営業部
2010年12月	愛而泰可貿易（上海）有限公司董事副総経理
2012年 9月	愛而泰可貿易（上海）有限公司董事総経理
2015年11月	PT. ALTECH ASIA PACIFIC INDONESIA代表取締役社長 PT. ALTECH代表取締役社長
2019年10月	当社第2産業機械事業部物流システム営業部部长
2020年12月	当社第2産業機械事業部物流システム営業部部长
2022年 2月	当社執行役員産業機械事業部門物流システム営業部部长
2022年 3月	当社執行役員物流システム事業部長兼物流システム営業部部长
2024年 2月	当社取締役執行役員物流システム事業部長兼物流システム営業部部长（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、各種製造機械の営業を担当し、中国現地法人においては董事総経理、インドネシア現地法人においては代表取締役社長として海外営業、経営等の実績を有しております。また、現在は、物流システム事業部の責任者として当社事業・業務に関する豊富な知識・経験を有していることから適切な人材であると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号 6

あら い と し あ き
荒井 敏 明

再任

社外

独立

生年月日

1954年2月1日生

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

15/17回

略歴、当社における地位および担当

1977年 4月 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2004年 6月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）執行役員香港総支配人兼香港支店長
2007年 6月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）執行役員日本橋支社長
2009年 6月 東銀リース株式会社常務取締役
2016年 6月 株式会社東京クレジットサービス監査役
2016年 6月 綜通株式会社監査役
2017年 2月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

荒井敏明氏は、海外経験、特に当社の重要事業基盤である中国ビジネスに深い見識と実績を有しております。また、他の会社で取締役として経営に関与された経験があり、その実績・見識は高く評価されております。また、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定に際し、適切な意見を述べるなど業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の経営に関与していただきたく社外取締役候補者いたしました。

独立役員

当社は、荒井敏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

社外取締役としての在任期間

荒井敏明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

責任限定契約について

当社は、荒井敏明氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

な か お み つ な り

中 尾 光 成

再 任

社 外

独 立

生年月日

1963年5月25日生

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）入行
1998年 2月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2002年 5月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現 フューチャー株式会
社）入社
2003年 5月 フェニックス・キャピタル株式会社入社
2006年10月 同社取締役
2009年 2月 当社社外取締役
2009年 6月 ティアック株式会社社外取締役
2014年 8月 ＮＫＲパートナーズ株式会社代表取締役（現任）
2018年 2月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

ＮＫＲパートナーズ株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中尾光成氏は、他の会社で取締役として経営に関与された経験があり、その実績・見識は高く評価されております。現在は、自らも代表取締役として会社経営に携わっております。また、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定に際し、適切な意見を述べるなど業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の経営に関与していただきたく社外取締役候補者といたしました。

独立役員

当社は、中尾光成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

社外取締役としての在任期間

中尾光成氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

責任限定契約について

当社は、中尾光成氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 8

なか つじ よし のり
中 辻 義 則

再 任

社 外

独 立

生年月日
1970年2月10日生所有する当社の株式数
0株取締役会出席状況
17/17回

略歴、当社における地位および担当

1991年11月 東陽監査法人入所
1996年11月 公認会計士登録
1998年 2月 中辻義則公認会計士事務所代表（現任）
1998年 5月 税理士登録
2000年 9月 株式会社エル・エイ・ビイ代表取締役
2005年 5月 東陽監査法人社員（2011年2月脱退）
2020年 4月 株式会社CVO代表取締役（現任）
2022年 2月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

中辻義則公認会計士事務所代表
株式会社CVO代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中辻義則氏は、他の会社で代表取締役として経営に関与されており、また公認会計士として上場会社の監査業務に従事するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの高い専門性と経験に基づきコーポレートガバナンスの強化への貢献や的確な助言、重要な意思決定、経営全般に対する監督機能などに十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

独立役員

当社は、中辻義則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

社外取締役としての在任期間

中辻義則氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

責任限定契約について

当社は、中辻義則氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 9

なか の けい こ
中野 敬子

再任

社外

独立

女性

生年月日
1977年10月23日生

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
17/17回

略歴、当社における地位および担当

2001年10月 当社入社（2006年3月 退社）
2012年12月 弁護士登録 四つ葉法律事務所入所
2013年 4月 天野今井法律事務所（現 弁護士法人ステラ）入所
2017年 2月 常葉法律事務所入所（現任）
2020年 1月 武蔵野簡易裁判所 司法委員（現任）
2020年 4月 東京家庭裁判所 調停委員（現任）
2020年10月 東京地方裁判所 民事調停官（非常勤裁判官）
2020年10月 さいたま市 景観審議会委員（現任）
2022年 7月 西東京市 個人情報保護・情報公開審査会委員（現任）
2023年 2月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

常葉法律事務所所属弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野敬子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として司法委員、調停委員、民事調停官といった裁判所の業務に携わるほか、行政にも携わるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの高い専門性と経験に基づきSDGs経営への取り組みおよびガバナンスの強化への貢献や確かな助言、重要な意思決定、経営全般に対する監督機能などに十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

独立役員

当社は、中野敬子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

社外取締役としての在任期間

中野敬子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

責任限定契約について

当社は、中野敬子氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒井敏明氏、中尾光成氏、中辻義則氏および中野敬子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、現任の取締役候補者と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、再任が承認された場合は、各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。当該契約の内容は、事業報告「4.(1)③補償契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。
4. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容は、事業報告「4.(1)④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、取締役候補者の任期中である2027年1月に同内容にて更新する予定であります。

以上

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会の構成および各人が有する主なスキル、知見、経験等は次のとおりとなります。

氏名	地位	専門性/経験					
		経営経験	財務・会計	リスクマネジメント	事業戦略・マーケティング	法務・コンプライアンス	国際性・海外駐在
池谷 壽繁	代表取締役社長	○	○	○	○	○	
井上 賢志	取締役執行役員	○		○	○		○
山根 清秋	取締役執行役員	○		○	○		○
澁谷 博規	取締役執行役員	○		○	○		○
奥田哲太郎	取締役執行役員	○		○	○		○
荒井 敏明	社外取締役	○	○	○			○
中尾 光成	社外取締役	○	○	○	○		
中辻 義則	社外取締役	○	○	○			
中野 敬子	社外取締役			○		○	
藤田 清貴	常勤監査役	○	○	○		○	○
石川 剛	社外監査役	○		○		○	
豊島 絵	社外監査役	○	○	○			○

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 Room 2・3
電話 03(3548)3770



●交通

東京メトロ東西線
銀座線

都営浅草線

「日本橋駅 A7出口」直結

J R 線

東京メトロ丸ノ内線

「東京駅 八重洲北口」より徒歩3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。